

新型コロナウイルス感染拡大による入国・入州規制に伴う ニューカレドニア及び豪州・北部準州(ノーザンテリトリー)居住者への パスポート代理申請について

コロナ禍の入国・入州規制により物理的に当館領事窓口での出頭申請が困難な場合などに伴う特別措置として、ニューカレドニア及び豪州・北部準州(ノーザンテリトリー)居住者等を対象に、代理人を通じてのパスポート「代理申請」のご案内をいたします。なお、遠隔地全域を対象とした「郵送申請」とは手続きが異なりますのでご注意ください。

代理人は、申請内容をきちんと理解している方であれば基本的にどなたにでも委託可能ですが、下記旅行会社では代理人として受託の相談にのっていただけますので、必要な方は直接両社にお問い合わせください。

●相談可能な旅行会社

【HIS】

HIS オーストラリア シドニー支店

営業時間： 09:00-17:00 月～金 (土日祝日は休業)

お問い合わせ e-mail： syd-in@his-oceania.com

お問い合わせ電話番号： +61-2-9154-7610

住所： Level 12, 447 Kent Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA
c/o HIS Australia Pty Ltd – Sydney office

【JTB】

JTB オーストラリア シドニー支店

営業時間： 09:00-17:30 月～金 (土日祝日は休業)

お問い合わせ e-mail： Jpassport.au@jtbap.com

お問い合わせ電話番号： +61-2-9510-0317

住所： Level 18, Town Hall House 456 Kent Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA
c/o JTB Australia Pty Ltd – Sydney office, Passport section

●代理申請手続きの流れ

1. パスポート申請人から代理委託予定の方に連絡を入れ、代理申請受託の可否を相談 (電話、Eメール)
2. 代理申請可能な場合、パスポート申請人が代理申請人に申請書類を送付
3. 代理申請人が当館領事窓口にて出頭し申請
4. 当館にて、審査の上、パスポート作成
5. 当館領事窓口にて新パスポートをパスポート申請人もしくは代理申請人に交付
※なお、代理人への交付の場合は外務本省の承認が必要なため、若干日数を要します。

●提出書類

- (1) パスポート申請書
- (2) 戸籍謄本(抄本) 原本 (6か月以内に発行されたもの)
初めてのパスポート申請、パスポートの有効期限切れ、本籍地・氏名に変更がある場合に限り必要です。
- (3) 現在所持する日本国パスポート原本
- (4) 顔写真原本 – 6か月以内に撮影されたもの 1葉 (予備分があれば2～3葉、未使用分はご返却)
※写真の規格については下記リンク先を確認され、規格に合った質の良いものを必ずご用意ください。
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_photo.html
- (5) 有効な滞在査証の証明
【北部準州(ノーザンテリトリー)】
最新の「VEVO」ビザ情報。詳細は下記リンク先をご確認ください。
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_passport_vevo.html
【ニューカレドニア】
フランス国滞在許可証 (原本は提出せず、必ず市役所にて原本照合(公証)された書類を提出してください。
ヌメア市役所「L' état civil」受付窓口にて原本とコピーを持参し、公証申請。無料。)
ヌメア市役所連絡先： <https://www.noumea.nc/contact>

- (6) 外国式綴りが確認できる公的機関発行の書類（原本は提出せず、公的に原本照合（公証）された書類）
 国際結婚あるいは両親のいずれかが外国籍であるなど外国人との身分関係を有する方で氏名に「非ヘボン式ローマ字（外国式綴り）」の綴りをご希望の方、または国際結婚や二重国籍等身分上の理由により外国式氏名の「別名併記」を希望される方は、綴りの確認のため、官公庁発行の書類1点が必要となります。

公的書類例：出生証明書/婚姻証明書/外国のパスポート（本人/配偶者/父母）/その他公的書類

【北部準州(ノーザンテリトリー)】

公証はJustice of the Peace (JP)によるCertified Copyをご提出ください。

北部準州のJPについては下記リンク先ご参照

<https://nt.gov.au/law/processes/justice-of-the-peace-and-commissioner-for-oaths/find-a-justice-of-the-peace>

【ニューカレドニア】

市役所にて原本照合（公証）された書類をご提出ください（ヌメア市役所「L' état civil」受付窓口にて原本とコピーを持参し、公証申請。無料。）。

ヌメア市役所連絡先：<https://www.noumea.nc/contact>

- (7) 交付時出頭免除願書

上記旅行会社を通じての代理申請の場合は、同社から交付時出頭免除願書をご入手ください。他の代理人に委託する場合は当館にご相談ください。

●パスポート申請書の入手

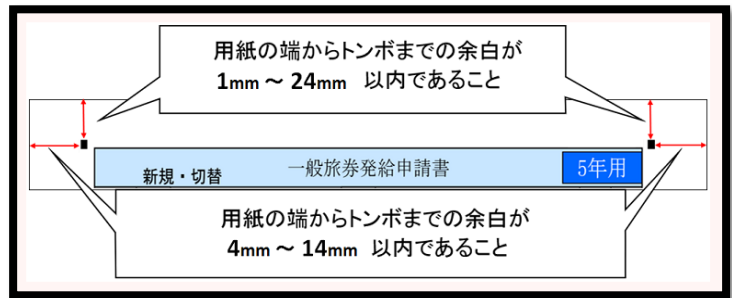
パスポート申請書は、以下の外務省ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

規定のA4サイズに、拡大・縮小することなく等倍で印刷し、手書きが必要な箇所（署名欄等）を黒または青ペン（消しゴムで消える特殊ペンは不可）でご記入ください。規定外のもの機械での読み取りができません。

ダウンロード申請用紙サイズ目安

印刷された申請書には、上辺の左右に2点の■（通称トンボ。申請書の情報を読み取るために必要な印）を設けています。申請書用紙の端からトンボの位置までの余白が以下の基準に合致しない場合、再度作成して提出していただく可能性があります。また、トンボの周辺は、ホッチキス留めしたり、メモ等を記入しないようにご注意ください。



●パスポート領事手数料

(2021年3月31日まで)

- 10年用：A \$ 208
- 5年用（12歳以上）：A \$ 143
- 5年用（12歳未満）：A \$ 78
- 記載事項変更：A \$ 78

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

- 10年用：A \$ 219
- 5年用（12歳以上）：A \$ 151
- 5年用（12歳未満）：A \$ 82
- 記載事項変更：A \$ 82

上記旅行会社を通じての代理申請にあたっては、前述パスポート領事手数料の他に同旅行会社への委託料が別途必要になります（両社とも同一料金とのこと）。委託料などの詳細は、同旅行会社へ直接ご連絡いただきますようお願いいたします。

また、申請書の記入方法、提出書類の詳細につきましては、在シドニー日本国総領事館領事部旅券担当までお問い合わせください。

【在シドニー日本国総領事館】

CONSULATE-GENERAL OF JAPAN IN SYDNEY
LEVEL 12, 1 O'CONNELL STREET, SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA
(G.P.O. BOX 4125 SYDNEY 2001, AUSTRALIA)
TEL : +61-2-9250-1000
E-mail: cgryoji@sy.mofa.go.jp